

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和4年5月23日(月)13時30分～14時00分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
榎見主任安全審査官、矢野安全審査官  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他14名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
  - ・核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について
  - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、こちら原子力規制庁の江野でございます江藤本日は先日、令和4年の3月31日に申請いただいた原子力研究所の保安規定の面談について江藤前回の面談のコメント回答の年は面談を
0:00:20	させていただければと思います。
0:00:22	資料作成いただいておりますのでそちらの説明をよろしく申し上げます。
0:00:32	こちら、
0:00:33	後、原子力研究開発機構原子力科学研究所の保安管理品質保証課の
0:00:42	椎野です。本日はヒアリングの方を、
0:00:46	お願いいたします。
0:00:50	早速なんですけども、核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請についてという紙書類の法令、後説明の方をさせていただき、いただきます。
0:01:06	1ページめくっていただいて、1ページ目、目からです。
0:01:14	副部会の質問ということで、こちらですね。
0:01:20	本規定の第
0:01:23	3条に係ることで説明いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:27	質問といたしましてテープ。
0:01:30	はい十七条の後、
0:01:33	以降の削除の利用について、詳細に説明することということで、あったので、こちらの方を六本木で回答いたします。
0:01:44	回答といたしまして
0:01:48	現行、施設管理実施計画の策定にあたり、第1項の木藤追設の設計及び工事に関する事、
0:01:58	及び2、共通施設の点検及び、検査の方法、実施頻度及び、次、時期に反することについては、
0:02:11	ラインン結構にて、設備保全整理表、
0:02:19	及び検査要否整理等を策定し上記野呂及び2を具体的に
0:02:26	記載することにいたします。
0:02:28	で、変更後についても
0:02:32	閉式は
0:02:34	同様であるが、設備保全整理表、表及びエステー利用し整理表にね、
0:02:41	検査営業費整理表については
0:02:45	第2項の共通施設は、工事の方法及び1時期、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	及び炉、共通施設の点検及び検査の方を実施頻度及び時期を含め、本心 点で、
0:03:00	新たに品質マネジメントチップ文書に追加する、原子力科学研究所、保 安文書策定要領にて、引き続き運用したいと思っております。
0:03:11	で、一番下に大脇なんですけども、主幹実施計画については従前の本店 で原子力事業者、
0:03:22	等における使用前に、事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置 等に係る運用ガイドを参考に
0:03:33	策定を引き続き行います。
0:03:38	す。
0:03:40	この次のページ、聞かせていただいて
0:03:44	ホームページです。
0:03:45	ここでここ、ここでは原子力科学研究所保安文書策定要領の策定に関し てご説明の方をいたします。
0:03:57	一つ目といたしましては
0:04:01	これまで、施設管理に関する文書のパックで分けん機構来のガイド、保 全文書の策定に関するガイドに基づいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:14	こうなってきました。
0:04:18	こちらの、
0:04:19	機構大の方から、監視なんですけども、器
0:04:24	高の共通文書ではあるが、10 所管研究所の寄付マネジメント文書の基日 付ではございません。
0:04:35	従って、原子力科学研究所で新しく要領を策定し、品質マネージメント フェーズに
0:04:44	以下の方をしていきたいと考えております。
0:04:48	紙下の四角枠のところあるんですけども、原因は、
0:04:54	原子力艦研究所保全文書作成要領に関する内容を、ここに簡単に書いて おります。
0:05:02	一番といたしまして、小野瀬、先ほど説明した
0:05:06	ヒコウだよ。
0:05:08	区画街路ですね。
0:05:10	骨子とした内容となっております。
0:05:13	出ます。
0:05:15	この中に書いてる内容は、そもそも 2 なんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:19	これの内容の
0:05:21	事例を、こちらでし、
0:05:23	知久岡井。
0:05:25	紹介すると、保全文書の策定に関する考え方や、施設管理有効性評価、 ここでですね、設備保全整理費用や、危険か用地整理等に関すること。
0:05:37	また、保全有効性評価、また、
0:05:41	欲しい要員の力量について、こちら、現長官研究所保全文書作成要領の 中に、
0:05:50	規定の方をしていきたいと考えております。
0:05:55	一つ目の質問の、この先ほどの質問の 17 条の詳細に説明することの回 答は以上となっております。
0:06:06	二つ目の質問に 1 課へいただきます。その次のページです。
0:06:11	ここからは施設管理有効性評価の
0:06:17	明確化に関わることです。
0:06:20	質問といたしましては
0:06:23	現行の保安規定では、どのような記載となっているのか説明することと いうことで、こちらは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:31	以前のヒアリングでもこちらをお示ししたんですけども、おっきく異なるところが、この一覧表の第5第6号、2Aにかかるところです。
0:06:45	こちらですね明日パリフックの1*の入戸書かれてるんですけども、*のうちが保安規定の、
0:06:57	1点にかかるところです。こちらは品質マネジメントの中で793に目標に係る強化及び改善を理事、
0:07:07	実施しているのは明確な記載をないとしております。
0:07:11	アスタリスクの2、こちらは市支出編の保安規定第1、
0:07:18	キャンペーンに関わるところです。こちらは
0:07:23	はい、17条7で、保安活動及び抗弁消防。
0:07:28	及び改善についてかかると思います。
0:07:32	その次、その次のページ、行かせていただきます。
0:07:37	保全有効性評価と、施設管理の有効性評価についてこちら簡単に書かせてもらっております。
0:07:46	す。
0:07:49	そもそもですね、保全有効性評価。
0:07:55	はということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	定期で金事業者検査等を実施する時期ごと等に、保全有効性評価を装荷し、その結果を踏まえ、保全活動が変更検討を実施しております。
0:08:11	で、一番といたしまして施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める、施設管理目標の下、監視結果、
0:08:20	二つ目は施設保全に係る保安活動費、
0:08:25	起票。
0:08:28	P Iですね、の9の監視結果、その下へいきまして三つ目は次、設備の巡視点検及び検査の結果となっております。一番下に
0:08:40	4番ということで、自施設に関連する保安技術の情報に関わるところが保全有効性評価となっております。
0:08:50	す。
0:08:51	その次にですね、施設管理の有効性評価に係ることです。
0:08:58	こちらは施設管理実施計画の
0:09:02	期間毎に有効性評価を評価し、結果を理事長、マネジメントレビューインプット情報に反映するとしております。
0:09:11	で、ここで、ここで言う有効性評価なんですけども、先ほど説明した保全有効性評価の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:09:21	結果が一つです。
0:09:24	二つ目と1いたしまして、シフ管理目標の達成度、
0:09:29	となっております。こちら、12が、
0:09:34	合わさりまして、施設管理の有効性評価をするということになっており ます。
0:09:42	この四角枠の下に火を、
0:09:48	矢印が書いてあるんですけども、
0:09:50	保全活動の有効性評価を、及び主幹の有効性評価について、品質マネー ジメント及び、第17条の7、8個、保全活動の有効性評価及び改善に、
0:10:03	にて行っているが、施設、施設管理工程評価について明確が明確な記載 がないため明確化を実施したいと考えております。
0:10:16	その次のページいかして、
0:10:19	いただきます。この次のページからがまた新しいC T Oとなっております す。ここに書かれてますのが
0:10:31	通知対象の適正化に関することです。
0:10:36	質問といたしましてつ通知対象を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:40	どのように適正化したか説明することという質問を受けましたので、そちらの回答をしたいと思います。
0:10:51	早速なんですけども、こちらの説明している保安規定の第
0:10:57	3編というものは、放射性廃棄物管理課長、管理第一課長と放射性館、
0:11:08	放射性廃棄物管理大臣に課長、また、高減容し、都立課長がいます。
0:11:16	こちらは施設管理者で分担されているのとまた、
0:11:22	次管理者としても分担されております。
0:11:27	で、
0:11:28	オーナーの
0:11:29	お3方は
0:11:33	見てく施設が、
0:11:35	異なりますので、こちら
0:11:39	お3方の課長がございます。で、先ほど言った施設管理とか。
0:11:46	区域管理なんですけども、こちらのページに書いてある通り、
0:11:52	各々の施設で、主に管理をしていくという形になっております。
0:12:02	数値対象をどのように適正化したかということなんですけども、し、その下にですね、変更前と変更を、が書いております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:14	変更前の方は、(1) (2)、(3)として、各々の課長が、
0:12:23	関係あるところに通知するというここもなる(1)は、廃棄物者
0:12:32	より上、括弧、第2廃棄物処理業等を、
0:12:36	解体分別保管法括弧ただし保管増及び減容処理等を
0:12:46	土木に書かれるし、
0:12:48	施行ということで、放射性廃棄物管理第一課長がかかるところが書いて おります。
0:12:57	(2)については、放射線はい。
0:13:02	放射線廃棄物管理代。
0:13:04	新居課長がに関する関係するところが書いております。
0:13:08	(3)が高減容処理技術課長が関係することを書いております。
0:13:17	このように変更前は、総務課長が関係。
0:13:22	古本に(1) (2) (3)としておりました。
0:13:27	変更後は、バックエンド技術部長、工務技術上で放射線管理部長は大フ アンコーションを受けたときは、
0:13:38	当該終了及び会合に関係ある課長等に通知しなければならないというこ とで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:45	関係ある課長等ということで関係がある課長等に
0:13:51	通知するという変更の方はしております。
0:13:55	こちらの方は放射性廃棄物第一課長放射性廃棄物管理第二課長及び高減 容処理技術課長が管理する施設及び、
0:14:07	浮き、
0:14:08	区域が明確化されていることから、数値対象を、
0:14:12	適正化を行うということで、1、一番最初にご説明した通り、
0:14:19	思うのも課長蒲生。
0:14:21	施設ごとに、
0:14:24	分担されてますので、こちらの方はもう関係ある課長で、わかるだろう ということで、このような変更の方をしております。
0:14:35	す。
0:14:37	その次のページも同じく、同じようなところでは。こちらは通知対象の 適正化でも、少し結果の通知等にかかることを説明しております。
0:14:52	で、こちらなんですけども保安規定、
0:14:55	第3編の第28条の流れを上段に書かれております。
0:15:03	こちらなんですけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:08	定期事業者データに係る流れが書いてを開いています。
0:15:14	で、A、
0:15:15	変更があったところなんですけれども、赤枠の
0:15:21	右下の赤枠変更んないというところを書いております。こちらの方を
0:15:29	苦情の方をしてしております。こちら変更前に、
0:15:35	行っていたものは、
0:15:38	後に通知をすることを削除しております。
0:15:42	削除スタッフ理由とは、約定した理由についてなんですけども、一番左 側に書いてある、
0:15:52	原子力施設検査室長は、思うの課長に、もう、
0:15:59	すでに
0:16:01	つうんちをしているということで、こちら変更前の相互に通知というこ とを、
0:16:07	苦情の方をしてしております。
0:16:13	下の
0:16:17	②に進みます。こちらは終了及び改造計画括弧信用、使用前事業者検査 は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:26	すくむに係る流れとなっております。
0:16:30	変更箇所といたしましては一番下、
0:16:35	変更前変更後と書いと思いますが、変更前は午後に通知と書いてますが、変更が関係ある課長等に福一としております。
0:16:46	で、こちら変更の文理由なんですけれども、
0:16:52	中流終了後、及び改造計画は、
0:16:57	思うのも施設で実施を、の方をいたしますので、相馬三石より、市終了及び改造計画に関係ある課長等に通知した方が、
0:17:10	わかりやすい、こういうことで、こちら関係ある課長等に変更の方をしております。
0:17:19	す、この次のページ聞かせていただきます。その次のページからは、保安規定第
0:17:28	7編に係る説明なので、こちらは
0:17:33	必要燃料試験課の方から説明の方を、
0:17:38	の方を、
0:17:39	いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:45	原子力機構の小室です。第7編燃料試験施設の管理についてご説明いたします。お手元の資料のページ番号で2.8ページになります。
0:17:54	いただいている質問ですけれども、既許可の線量評価に影響を与えることを説明することというところで、こちら、燃料試験施設の
0:18:03	核燃料物質のセル内貯蔵エリアの変更に伴うものになっておりますけれども、
0:18:07	こちらの回答につきましては、
0:18:09	既許可の線量評価においては、当該セルの最大取扱量の核燃料物質を知る内の全域で使用するということを想定した評価となっております、
0:18:20	このときの線源強度としては、このセルの最大取扱量を少し上回る安全側の値、
0:18:26	線源の位置としてはですね、せるの壁ですとか床ですとか、そういった内燃部のきわの部分といいますか、そういった場所になっております。
0:18:34	今回の保安規定の変更においてはですね、
0:18:37	当該制度の最大取扱量はまず変更しないというところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	それから貯蔵エリアの配置の変更につきましては、当該セルの中での移動のみであるということで、既許可の線量評価に影響はないとなっております。
0:18:51	第7編の説明については以上になります。
0:18:56	はい
0:18:58	その次のページいきましてその時には保安規定第
0:19:04	9編に関わることなので、NSRR間、
0:19:08	管理課の方に説明のほうをしていただきます。
0:19:14	お願いいたします。はい、原子力機構のアワでございます。
0:19:21	いただいていたご質問は、
0:19:24	施設、原子炉施設としての設工認のキョッカ版、認可番号を教えてください、
0:19:31	新たに資料としてご用意させていただいております。
0:19:35	今回通過いたしました1-T型大気圧水カプセルは、原子炉施設として、令和3年7月13日付、元気初台
0:19:46	2107131号をもって設計及び工事の計画について認可を終えて、令和4年4月11日付、元気発第204111号をもって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:58	使用前確認書を交付されております。以上です。
0:20:03	はい。その次のページいきまして、
0:20:08	10 ページです。ここでは保安規定第 3、
0:20:13	身辺に関わることなのでバックエンド機バック遠藤
0:20:19	運休施設。
0:20:21	の方から説明の方いたします。
0:20:28	中高の思いで、
0:20:30	十分、冷房装置の
0:20:32	この条件の変更について説明させていただく。
0:20:34	いただきます。この変更理由としましては、ステージの第 4 回設工認、 こちら、予算の 1 月 29 日にいただいたものですが、
0:20:45	こちらにおきまして、OK レベルの廃油町村
0:20:49	に居住する廃液の最大許容 S P C のパンペリーに定めるため、記載をい たしました。
0:20:58	全体しましたので、同様設備である
0:21:03	フィリピン貯槽の
0:21:05	距離であるバックエンド研究施設の保安規定におきまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:10	フェール具合競争法装置の稼働条件の記載を変更するものとなります。
0:21:17	次のページ行っていただきまして、放送装置の作動状況のポンプになりますが、
0:21:24	ステーションスポン要件で、
0:21:26	低レベル廃液コストの最大橋梁 55 立米に制限となりますので、
0:21:32	大きな月設工認を踏まえまして、
0:21:35	コピーレベルってありますので、こちらやっぱり 40 立米。
0:21:39	こちらを按分いたしまして、それぞれ 27.5 立米以下で管理する便利になります。
0:21:48	酵素の作動条件の変更ですけども、最大貯留量 47.5 立米いただくかについて、
0:21:55	当該貯蔵冷房装置の作動条件をそれぞれ、
0:22:00	34 立米遠くの店にパッケージングから、
0:22:03	27 立米相当の 2160 立米で変更するものとなります。
0:22:09	こちらの変更を行いましても、
0:22:11	研究施設、
0:22:14	通り共存の変更による運用の影響はないです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:20	資料 4。
0:22:23	はい
0:22:24	以上が事前のヒアリングで質問、指摘があった部分となっております。 以上です。
0:22:41	原子炉規制庁の江ヤノです。ご説明ありがとうございました。私の方から説明いただいた内容について、何点か質問させていただきたいと思えます。
0:22:52	まず資料の 1 ページの 2 ページ目ですね、説明していただいた内容を簡単に噛み砕いては我々うまく理解させていただくとすると、まああの辺今回の変更によっても、
0:23:08	審査基準で参考 s するとしている保安措置等に係る運用概要、
0:23:17	を参考にして定めていることに変更はなくて、
0:23:22	どういう機構内で、どういう文章参考にその文書を作成していったのかというところにも変更があるだけであって、基本的に何で定める内容とできてくるものは変更はないと。
0:23:34	いうふうに理解いたしました。添そういう理解でよろしいでしょうか。
0:23:41	はい。こちら、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:42	うん。
0:23:43	日本原子力研究から機構の椎野です。
0:23:46	おっしゃる通りです。以上です。
0:23:51	はい、原子力規制庁の谷津ありがとうございます。続きまして、確認 したいところは、
0:24:04	最後ですね第 10 編のところですか。
0:24:11	こちらについては試験研究炉の方、施設の方で溢水対策食うとして極低 レベル肺炎貯蔵の貯留する流量をす。能勢。
0:24:25	制限するというような対策を取られているということでそれが反映とい うことでこちらの
0:24:30	衛藤 II、試験研究におけるその溢水量を背制限するために共用施設であ るこのタンクっていかねはい金城層を、
0:24:41	の通常のす駅を下げると、というような対策をするので警報値を
0:24:50	下げるといふふうに理解いたしました。
0:24:54	それでよろしいですね。
0:25:01	この思いです。その通りになります。はい。
0:25:05	ごめんなさい。原子炉規制庁の井野です戻ってしまって恐縮です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:10	けれども、
0:25:14	当面 7 ページの通知対象のところですけども、先ほど説明があったところがありました通り①の方、第 26 条関係の流れについては、
0:25:27	原子力施設検査室長から関係ある課長にはもうすでに通知が行くので、
0:25:37	そのあとに、わざわざ総合に数字する必要がなくても、各課長はもうすでに通知を受けていることになっているので、必要はないと。
0:25:45	いう説明だと理解いたしました。ただ②の方はですけども原子力検査室長から結果を通知する。
0:25:54	相手プラス他にも関係する課長がいるので、そういうような感ような状況があるのでこれまでも、
0:26:03	今ちょっと条文の書き方が変わりますけれども、
0:26:07	原子力検査室長から直接受ける課長以外にも関係する課長もいる可能性があるという相互に通知する条文では、残したまま、
0:26:18	そこに次々というよりも変更が関係のある課長等に通知というふうに変更されるということですけどもここは残したままにしておくというふう
0:26:29	に理解いたしました。
0:26:29	それはそれでよろしいですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:32	はい。こちら、
0:26:34	原子力機構の新屋です。おっしゃる通りです。はい。
0:26:40	ということで、ごめんなさい。規制庁の営業です。前回の面談において こちらの方現職成長の方から説明させ、質問させていただいた内容につ いては本日、ポイントをいただいた内容で、
0:26:57	了解。
0:26:58	いたしました。
0:27:00	ただ一方本申請につきまして同じような内容がまだ施設の方でも申請さ れているということもございますので、そちらの方の審査で我々のその 主要施設の保安で、
0:27:15	の方にも変更が必要な状況があったらまた改めてご説明いただけると、 多数ありますというふうに思っております。
0:27:26	こちらからは以上です。
0:27:31	よろしいでしょうか原子力機構さん、はい。
0:27:36	千野駅、駅、
0:27:38	原子力機構石野です。はい今後も引き続き審査の方を、をお願いいたし ます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:49	はい。これで本日の面談を表してろうと思いますけれども本日確認した内容について簡単にまとめさせて、
0:27:59	いただきます。
0:28:01	先ほど言いました言わせていただきましたけれどもまず、2 ページ目のところ第 3 点について変更前後においても運用概要、
0:28:11	を参考にして、この実施計画、施設管理主義を策定することには変更はないということを確認させていただきました。
0:28:22	新たに作る保全文書についてどのような内容なのかということについても説明をいただきましたということになってございます。
0:28:31	また以前説明 4 ページ 5 ページ目ですけどもその前回のヒアリング面談で説明質問させていただきました吐出管有効性評価が
0:28:43	現行の保安規定どこに、
0:28:46	紐づいているのかということについても品質マネジメントと、十七条のところ、17 条の 7、ところに、
0:28:55	それで行ってるけれどもそれを明確にするというような説明をいただきました。また先ほど、質問しましたけども通じ対象を適正化する内容について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:06	各課長について見るところが決まっているので、
0:29:10	1個1個掛け下すんじゃなくて関係のある課長というふうに、所と
0:29:17	次の7ページ目ですけれども、
0:29:20	これ安全上
0:29:24	関係のある課長、修理改造結果については主幹系の課長について残すよ うな体制変更内容であるということをさせて確認させていただきました。 た。
0:29:36	また、
0:29:40	第7編。
0:29:41	第9編ですけれども質問していただいて質問させていただきたいについて
0:29:47	確認させていただいたということで、大丈夫。
0:29:52	併せて試験の方の流通対策の内容について簡単に説明させていただき、
0:29:59	判断に確認させていただきました。
0:30:02	という内容なので、追加でこちらの指摘は特にはないので
0:30:09	このまままた引き続き、申請者の方からさせていただきたいと思っ てございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:30:15	はい。原子炉規制庁からは以上になりますけどそちらが何かございますでしょうか。
0:30:23	夕食機構篠田です。こちらから先に質問等は
0:30:29	今回若山以上です。
0:30:34	はい、現職成長やすありがとうございますそれでは本日の面談を終わらせていただきます。
0:30:41	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。